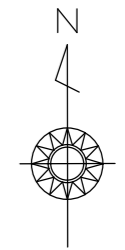
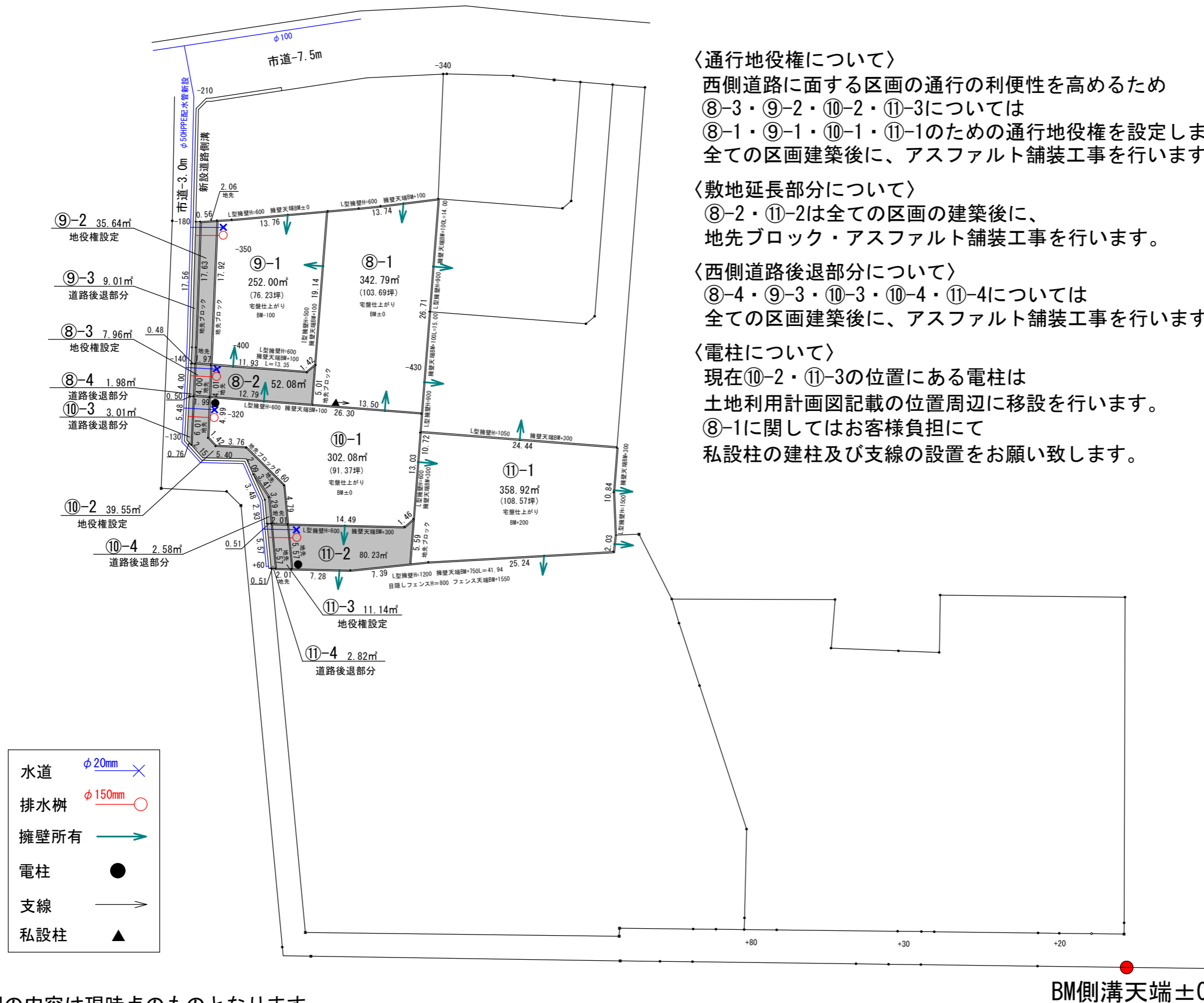


土地利用計画図



S=1:500



〈通行地役権について〉

西側道路に面する区画の通行の利便性を高めるため
 ⑧-3・⑨-2・⑩-2・⑪-3については
 ⑧-1・⑨-1・⑩-1・⑪-1のための通行地役権を設定します。
 全ての区画建築後に、アスファルト舗装工事を行います。

〈敷地延長部分について〉

⑧-2・⑪-2は全ての区画の建築後に、
 地先ブロック・アスファルト舗装工事を行います。

〈西側道路後退部分について〉

⑧-4・⑨-3・⑩-3・⑩-4・⑪-4については
 全ての区画建築後に、アスファルト舗装工事を行います。

〈電柱について〉

現在⑩-2・⑪-3の位置にある電柱は
 土地利用計画図記載の位置周辺に移設を行います。
 ⑧-1に関してはお客様負担にて
 私設柱の建柱及び支線の設置をお願い致します。

求積図を元に作成

計 画	土地利用計画図		
区 分	造成 給排水	縮 尺	1/500
作 成 日	令和 6年 6月 27日		
所 在	高崎市東国分町字村前 238番10他		
作 成 者	高崎市飯塚町457-1 株式会社 阿久津都市開発		

※計画図の内容は現時点のものとなります。
 現場の状況により計画に変更が生じる可能性があります。

BM側溝天端±0